

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年10月23日

【会社名】 新華ホールディングス・リミテッド
(新華控股有限公司Xinhua Holdings Limited)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 レン・イー・ハン(Lian Yih Hann)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1111、グランドケイマン、私書箱2681、ハッチンス
ドライブ、クリケットスクウェア
(Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman,
KY1-1111, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 神谷 光弘

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木1丁目6番1号
泉ガーデンタワー21階
スカヤデン・アープス法律事務所

【電話番号】 03(3568)2600(代表)

【事務連絡者氏名】 弁護士 熊木 明、西 理広

【連絡場所】 東京都港区六本木1丁目6番1号
泉ガーデンタワー21階
スカヤデン・アープス法律事務所

【電話番号】 03(3568)2600(代表)

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社において特定子会社の異動並びに当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第12号の各規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 特定子会社の異動

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	新華トップ・スカイ・パブリック・リレーションズ・コンサルティング(北京)カンパニー・リミテッド
住所	4A-25 Wantong Center, A6 Chaowai Avenue, Chaoyang District, Beijing, PRC(中国、北京)
代表者の氏名	法定代表人 ワン・ビン(Wang Bin)
資本金	2,150,000米ドル
事業の内容	専門的なPR活動、情報、並びに展示企画、投資企業の経営、経済情報、金融コンサルティング及び企業イメージのデザイン

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有する議決権の数

異動前 US\$2,150,000

異動後 0

総株主等の議決権に対する割合

異動前 100%

異動後 0%

(注) 「当社の所有する議決権の数」は出資額を、「総株主等の議決権に対する割合」は出資比率をそれぞれ記載しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

新華トップ・スカイ・パブリック・リレーションズ・コンサルティング(北京)カンパニー・リミテッド(以下、「トップスカイ」といいます。)に対する支配を巡っては、従来から紛争が存在し、仲裁が行われておりましたが、トップスカイの経営陣の協力が得られなくなったことにより、当社がトップスカイに対して実質的な支配を維持することが難しくなっておりました。そのため、当社は、紛争の更なる継続は当社グループの利益に資さないものと判断し、紛争の当事者であるタン・シャンヤン氏(Mr. Tang Xiangyang)から受けた、トップスカイ等を現金にて買い取る旨の提案を検討し、損失を出しているトップスカイを処分することが当社の現在の利益に適うと判断したうえで、同氏との価格等の条件面について交渉を経たうえで合意に至りました。これに伴い、当社は同社への支配権を喪失し、同社は当社の特定子会社ではなくなりました。

異動年月日

平成25年9月30日

2. 当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号に基づく報告)

(1) 当該事象の発生年月日

平成25年9月30日

(2) 当該事象の内容

当社が保有している、連結子会社であるトップスカイ等の全持分をタン・シャンヤン氏に譲渡したことによるものであります。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

本取引により、当社是对価として正味500千米ドル(約49百万円)を受領し、その結果、2013年12月31日を期末とする会計年度のキャッシュフローは、同額分がプラスされる予定です。一方、この取引により、2013年の第3四半期には、これら連結子会社の売却損失(子会社株式の帳簿価格と処分価額の差額)として、当グループ全体において約700千米ドル(約69百万円)を特別損失として計上する予定です。

(注) 上記の数値は、1米ドル=98.59円(2013年6月28日現在の東京外国為替市場における外国為替相場(仲値))にて換算しております。

以 上